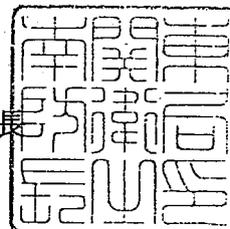




南防第 4546 号
平成 23 年 7 月 20 日

横浜市 長 殿

南 関 東 防 衛 局 長



池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
米軍家族住宅等の建設について

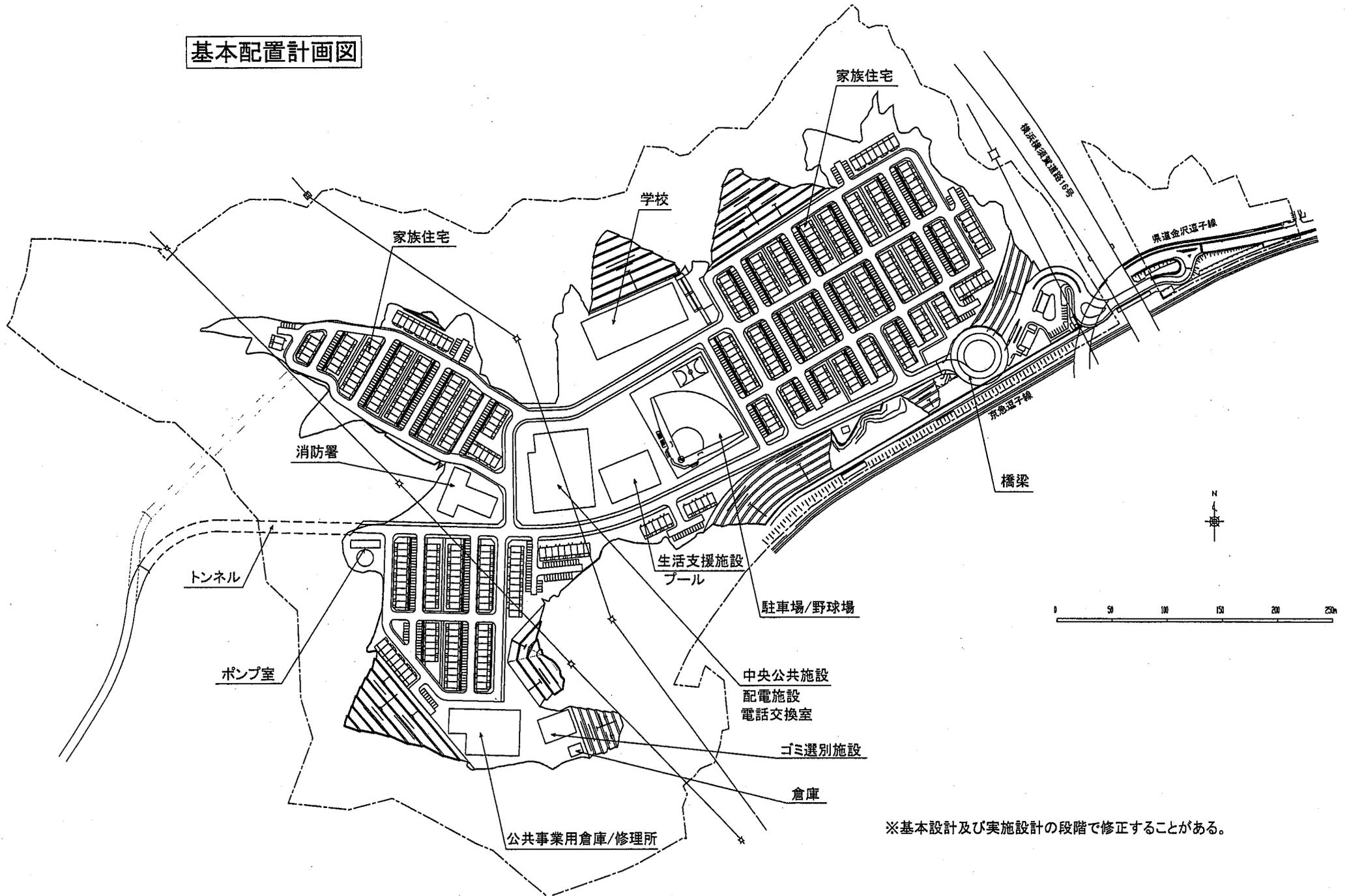
日頃から、防衛行政につきましても、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当局におきましては、平成 22 年 9 月 30 日の日米合同委員会の合意に基づく基本配置計画案を、別添のとおり作成しましたので、貴見を回示方願います。

なお、平成 19 年 8 月 16 日付け貴市からの要請については、今回の基本配置計画案に対する貴見等を踏まえ、今後、適切な時期に回答します。

添付書類：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

基本配置計画図



※基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における
米軍家族住宅等の基本配置計画案

平成23年7月

南 関 東 防 衛 局

家族住宅建設の経緯

◆平成16年10月18日

日米合同委員会において横浜市域での住宅等の建設について合意

- 住宅等の建設に伴う改変面積については、横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。
- 住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。



◆平成18年8月17日

横浜防衛施設局から横浜市に「基本配置計画案」を提示



◆平成18年10月2日

横浜市は横浜防衛施設局に対し下記事項について要請

- ①緑地の保全、自然環境の保全
- ②環境への配慮
- ③災害の防止
- ④風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮
- ⑤工事中及び供用後の交通対策
- ⑥施設供用後に向けた対応
- ⑦法令・条例等の遵守
- ⑧地域住民への説明
- ⑨地域のまちづくりの推進
- ⑩飛び地の返還と跡地利用
- ⑪その他

◆平成19年6月13日
横浜防衛施設局から横浜市に「基本構想」を提示



◆平成19年8月16日
横浜市は横浜防衛施設局に対し下記事項について再度要請

- ①緑地の保全、自然環境の保全 ②環境への配慮
- ③風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮 ④工事中及び供用後の交通対策
- ⑤施設供用後に向けた対応 ⑥地域住民への説明 ⑦飛び地の返還



◆平成22年9月30日
日米合同委員会において横浜市域における住宅建設戸数等について合意

- 平成16年当時は約700戸の建設を日米間で合意したところであるが、当面の措置として、横浜市域における家族住宅建設戸数は、根岸住宅地区の移設分として約400戸程度の家族住宅等を建設する。



◆以降
家族住宅等の規模、配置等について日米間で調整

基本配置計画案の概要

事業対象地 神奈川県横浜市金沢区六浦町内(トンネルの一部逗子市域)

施設・区域面積 約36.7ヘクタール (横浜市域)

改変面積 約17.8ヘクタール

整備する建物等 家族住宅 385戸 及び その支援施設等

家族住宅

3階建て住宅 51棟 385戸

支援施設

中央公共施設 (診療所・物品販売所・食堂・図書室・配電施設・電話交換室等)

生活支援施設 (ユースセンター・屋内運動施設・25mプール等)

学校 (幼稚園/小学校)

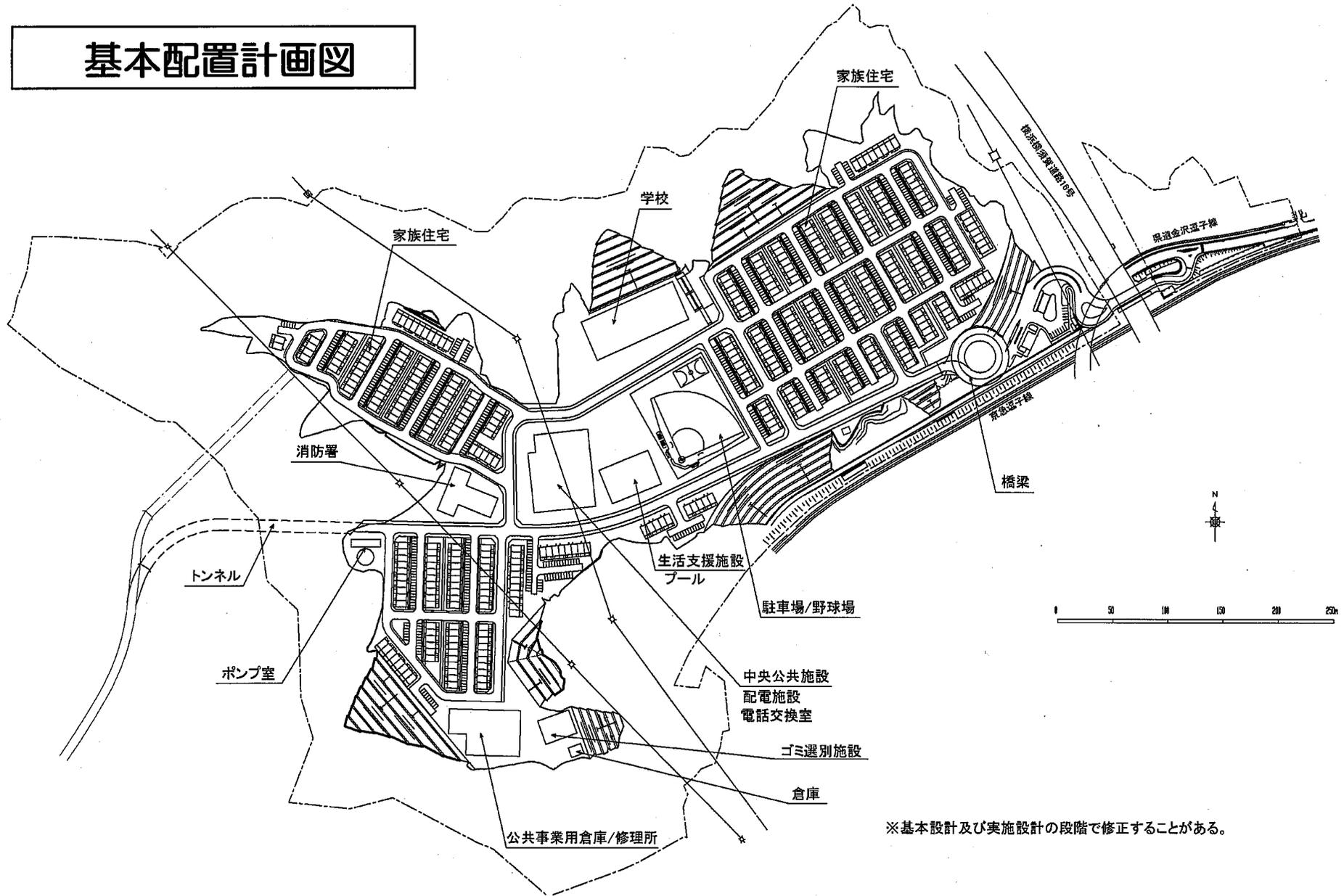
公共事業用倉庫/修理所

消防署、ゴミ選別施設、倉庫、ポンプ室等

その他

横浜市域と逗子市域を結ぶトンネル

基本配置計画図



※基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。

基本配置計画策定における基本的な考え方

- 改変面積は横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。
- 極力建物の高さを抑えるとともに、計画地周辺からの眺望を考慮した計画とする。
- 敷地造成において極力土砂の搬出入を抑えられるよう考慮する。
- 関係法令等を遵守しつつ、自然環境や周辺地域に配慮した計画とする。
- 上記の項目に配慮しつつ、利便性及び居住空間を考慮した計画とする。

基本配置計画案における配慮事項

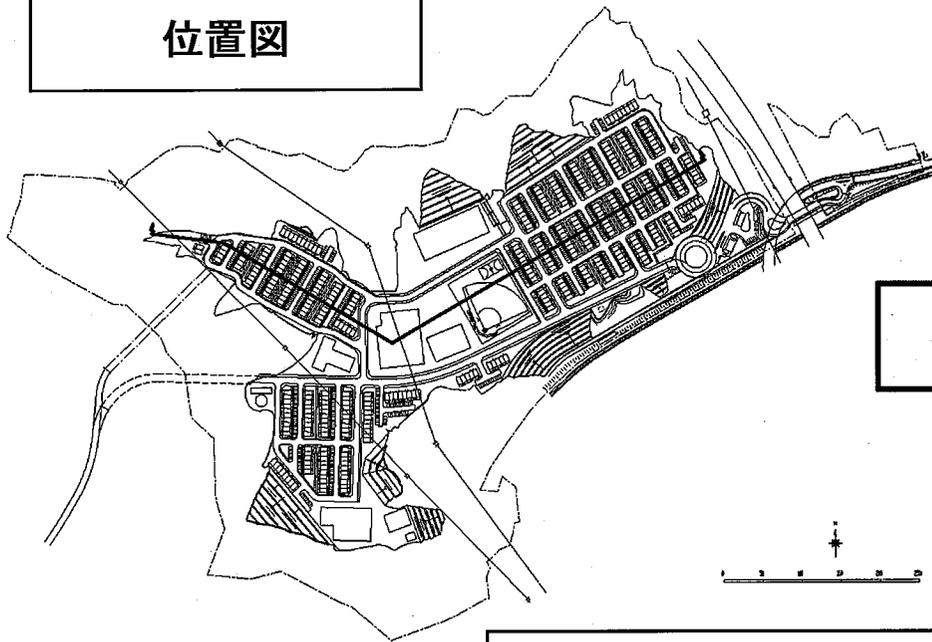
1 緑地の保全、自然環境の保全

- ▶ 緑地保全のため改変地の面積は横浜市域の面積の半分以下に抑制し、既存緑地を可能な限り保全することとしている。
- ▶ 改変地については、連続的な緑地復元に努め、造成法面や建物周囲を植栽するなど可能な限り緑化する計画としている。特に造成法面については、自然林に近い形態の植栽計画に努めることとしている。
- ▶ 植栽予定樹種は、計画地の立地条件、自然林の状況などを考慮して選定することとしている。

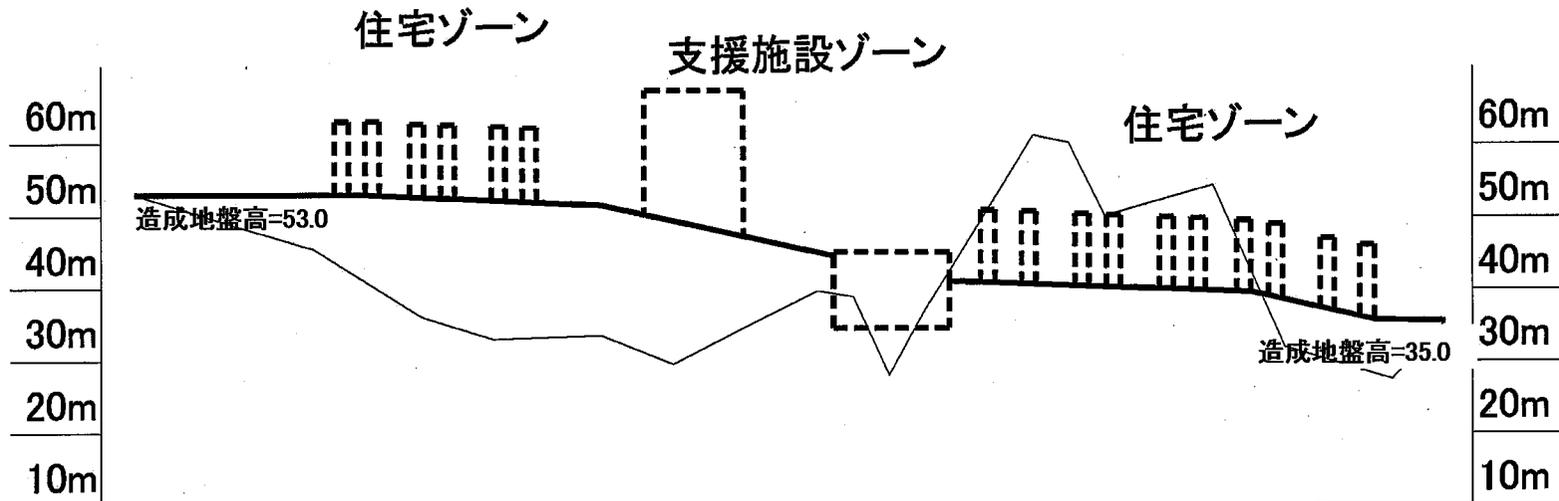
2 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

- 計画地周辺からの眺望を考慮し、造成地盤高を計画地東側は標高約35mに抑え、計画地西側を標高約53mまでなだらかに高くする計画としている。
- 極力、建物の高さ及び必要とする敷地面積を抑えるため家族住宅を3階建て連棟式共同住宅等としている。
- 支援施設は可能な限り合棟とし、その建物の高さは20m以下としている。

位置図



敷地内断面図



3 工事中の交通対策

- 土砂の搬出入による工事車両の通行に伴う周辺道路の交通量を抑制するため、切土及び盛土の量的バランスを図るように計画している。

4 法令・条例等の遵守

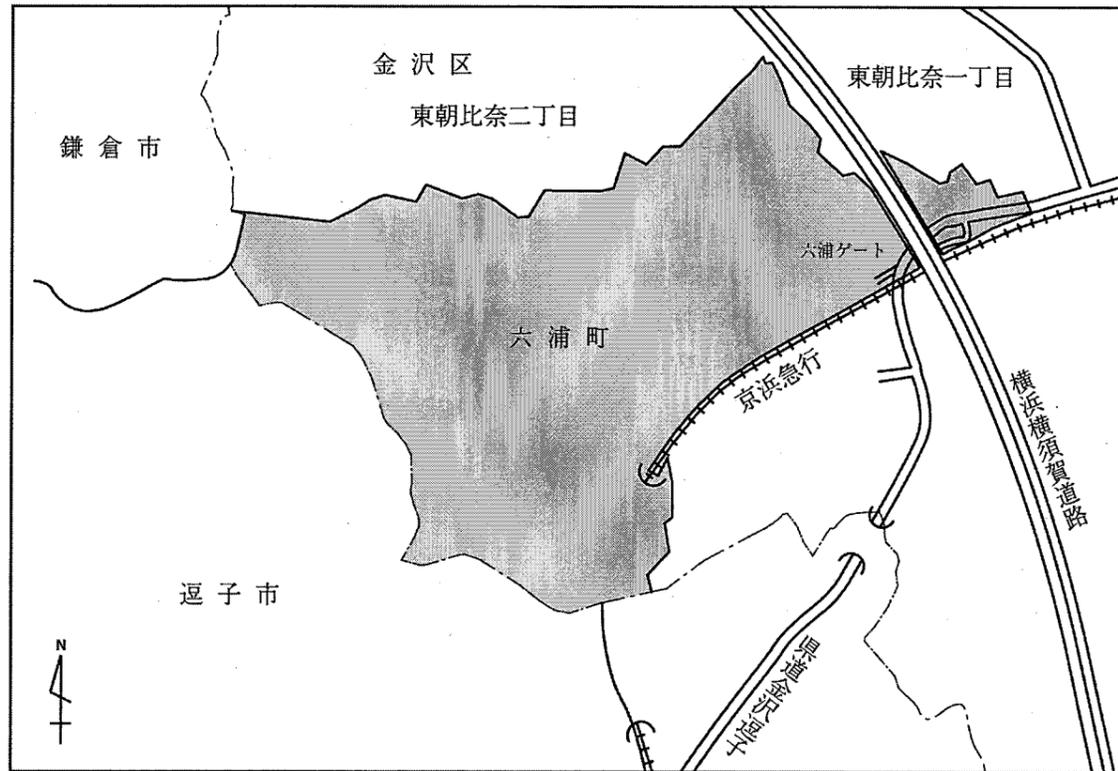
- 「建築基準法」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」、「横浜市風致地区条例」等に適合するよう計画している。

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）

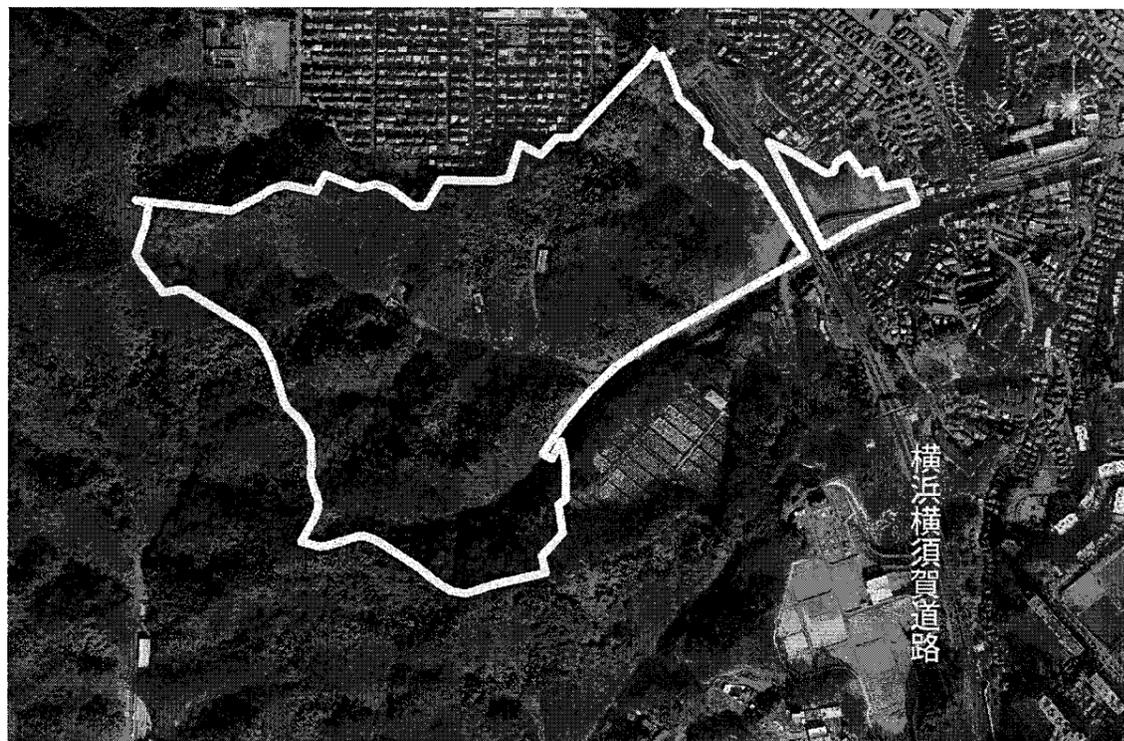
池子住宅地区及び海軍補助施設

Ikego Housing Area And Navy Annex

基地対策特別委員会資料
平成 23 年 8 月 1 日
政 策 局



接收年月日	昭和 20 年 9 月 1 日
所在地	金沢区六浦町 (施設は、逗子市及び横浜市にわたる)
面積	<p>土地: 2,884,341 m²</p> <p>横浜市域 367,590 m² (12.7%) 国 有 364,664 m² (99.2%) 市 有 6 m² (0.0%) 民 有 2,920 m² (0.8%)</p> <p>逗子市域 2,516,751 m² (87.3%) 国 有 2,514,578 m² (99.9%) 民 有 2,172 m² (0.1%)</p> <p>建物: 181,030 m²</p> <p>横浜市域 2,050 m² (国 有) 逗子市域 178,980 m² (国 有)</p> <p>住宅: 854戸 (逗子市域)</p> <p>地域地区等の指定: 市街化調整区域、第3種風致地区</p>
現況	<p>管 理: 在日米海軍横須賀基地司令部</p> <p>【逗子市域の現況】 米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設（テニスコート等）、中央公共施設があります。 また、ここには在日米海軍横須賀施設本部池子支所、在日米海軍司令部統合消防隊第2消防署、在日米海軍横須賀基地憲兵司令部池子支所があります。</p>
【経 過】	<p>昭20. 9. 1 旧日本海軍の施設を米軍が弾薬庫として接收した。</p> <p>昭47. 8. 1 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会が結成された。</p> <p>昭53. 5. 4 日米合同委員会において、南横浜バイパス通過予定地部分の返還が合意された。</p> <p>昭53. 7. 10 米軍が、兵員、基地従業員及び資材等を引き揚げ、弾薬庫全域が事実上の閉鎖状態となった。</p> <p>昭57. 3. 23 横浜横須賀道路の敷地（20,180.72m²）が返還された。</p> <p>昭57. 4. 8 横浜横須賀道路（朝比奈～逗子インターチェンジ間）5.6kmが開通した。</p> <p>昭58. 7. 20 横浜防衛施設局長から神奈川県知事並びに逗子市長へ「池子弾薬庫を米軍家族住宅建設の適地とした」旨の通知がなされた。</p> <p>昭60. 11. 29 施設名称が「池子弾薬庫」から「池子住宅地区及び海軍補助施設」へ変更された。</p>



昭62. 10. 29 日米合同委員会において、県道金沢逗子バイパス設置のための共同使用が合意された。

平 5. 4. 23 本市域分の一部が、広域避難場所に指定された。

平 6. 3. 10 県道金沢逗子バイパスが開通した。

平 6. 11. 17 逗子市域における米軍家族住宅建設をめぐる懸案についての協議が県の仲介により整い、国と逗子市の間で合意された。

平 8. 4. 1 逗子市域における家族住宅320戸が米軍へ引渡された。その後3次にわたり286戸が引渡された。

平10. 3. 31 逗子市域における家族住宅248戸が完成し、住宅の建設がすべて完了した。(合計854戸)

平10. 8. 26 日米合同委員会において、仮設小学校(逗子市域内)の提供が合意された。

平15. 7. 22 日米合同委員会施設調整部会における協議を受け、横浜市域における800戸程度の住宅及びその支援施設の建設について、国から申し入れがされた。

平16. 8. 4 市は「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」を公表し、国に対し『緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに』『都市開発に係る法制度等と整合を図るものとする』『これらの観点から、800戸程度とされる住宅建設戸数については見直しを図り、800戸にこだわることなく、できうる限りの削減を行うこと』『池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地部分の返還』等を求めた。

平16. 9. 2 日米合同委員会施設調整部会が開催され、『建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分に以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する』『住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する』『飛び地部分については返還する』等について日米間の認識が一致した。

平16. 9. 22 日米合同委員会施設調整部会の協議結果を受け、市は「市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について」を公表し、住宅等の建設等について具体的協議に入ることを明らかにした。

平16. 10. 5 市は「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について」を横浜防衛施設局に回答した。

平16. 10. 18 **日米合同委員会において、住宅等建設と飛び地の返還の方針が合意された。**

平18. 8. 17 横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の基本配置計画案」が示された。

平18. 10. 2 市は国に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」要請した。

平19. 6. 13 横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における家族住宅等建設事業の基本構想」等が示された。

平19. 8. 16 市は国に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」要請した。

平21. 2. 20 米海軍横須賀基地司令部と池子住宅地区及び海軍補助施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結した。

平22. 7. 21 日米合同委員会第4回施設調整部会が開催され、『現時点における横須賀地区の家族住宅の不足数の検証及び「池子住宅地区及び海軍補助施設」における住宅建設戸数の再検討』等について協議していくことで日米間の認識が一致した。

平22. 8. 2 市は国に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」要請した。

平22. 8. 26 日米合同委員会第5回施設調整部会が開催され、『当面の措置として、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅建設戸数は、根岸住宅地区の移設分として約400戸程度の家族住宅等を建設する』等について日米間の認識が一致した。

平22. 9. 30 日米合同委員会において、第5回施設調整部会において行われた協議内容について合意された。